

第10章 給付費の推計

1 保険給付費

これまでのサービス量の見込みをもとに、平成24年度から平成26年度までの給付額を推計した結果は以下のとおりです。

表70 介護給付の給付費

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス	11,355	11,993	12,636
訪問介護	2,596	2,729	2,875
訪問入浴介護	455	477	503
訪問看護	567	595	628
訪問リハビリテーション	30	32	34
居宅療養管理指導	244	257	270
通所介護	3,020	3,178	3,344
通所リハビリテーション	662	697	734
短期入所生活介護	1,326	1,358	1,381
短期入所療養介護	79	83	87
特定施設入居者生活介護	1,672	1,848	1,998
福祉用具貸与	704	741	781
特定福祉用具販売	40	42	44
住宅改修	100	106	111
居宅介護支援	1,318	1,387	1,459
施設サービス	10,296	10,682	10,934
介護老人福祉施設	6,120	6,465	6,676
介護老人保健施設	3,592	3,628	3,664
介護療養型医療施設	583	589	595
地域密着型サービス	2,421	2,618	2,820
夜間対応型訪問介護	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	54	108
認知症対応型通所介護	258	285	314
小規模多機能型居宅介護	194	261	330
認知症対応型共同生活介護	1,968	1,988	2,007
複合型サービス	0	30	60
合計	25,531	26,828	28,004

※ 端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

表71 予防給付の給付費

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス	958	1,025	1,075
介護予防訪問介護	138	145	151
介護予防訪問入浴介護	1	1	1
介護予防訪問看護	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	13	14	15
介護予防通所介護	541	582	606
介護予防通所リハビリテーション	94	98	103
介護予防短期入所生活介護	11	12	12
介護予防短期入居療養介護	1	1	1
介護予防特定施設入所者生活介護	139	153	166
介護予防福祉用具貸与	18	19	20
特定介護予防福祉用具販売	8	8	9
介護予防住宅改修	43	45	47
介護予防支援	125	130	136
地域密着型サービス	11	11	12
介護予防認知症対応型通所介護	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	1	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	9	9	9
合計	1,144	1,220	1,277

※ 端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

表72 特別給付の給付費

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入浴サービス	29	30	31
搬送サービス	37	41	46
合計	66	72	77

※ 端数処理をしているため、合算した数値は一致しない場合があります。

表73 保険給付費合計

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付費	25,531	26,828	28,004
介護予防給付費	1,144	1,220	1,277
特別給付	66	72	77
高額介護サービス費等※	1,722	1,825	1,927
合計	28,463	29,945	31,285

※高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、審査支払手数料の合計です。

2 保険給付費にかかる財源のしくみ

介護保険サービスを利用する場合、費用の1割が自己負担となり、残りの9割が保険から給付されます。

その財源の半分は国、県、市町村が公費で負担し、残りを被保険者の保険料で賄うこととなります。

なお、平成24年度から平成26年度の財源構成については、下図のとおりです。

(ただし、特別給付に関しては、第1号被保険者の保険料のみで賄われています。)

図95 居宅給付費の財源内訳

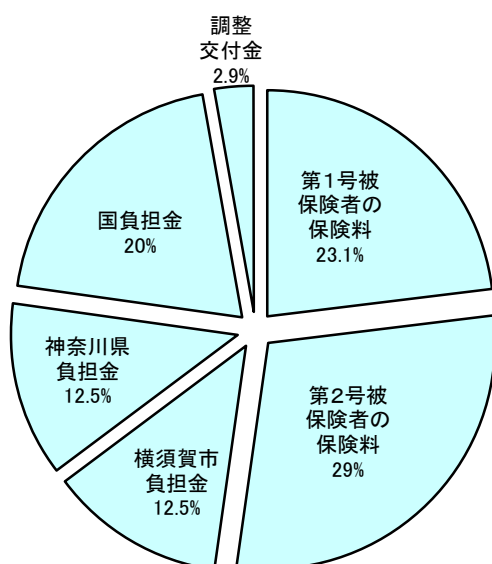
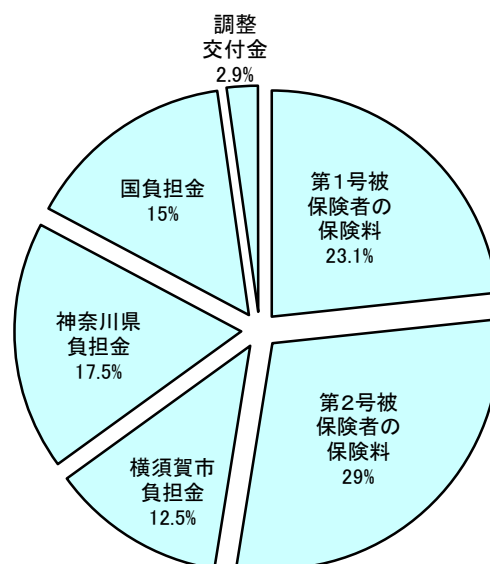


図96 施設等給付費の財源内訳



第1号被保険者：65歳以上の被保険者

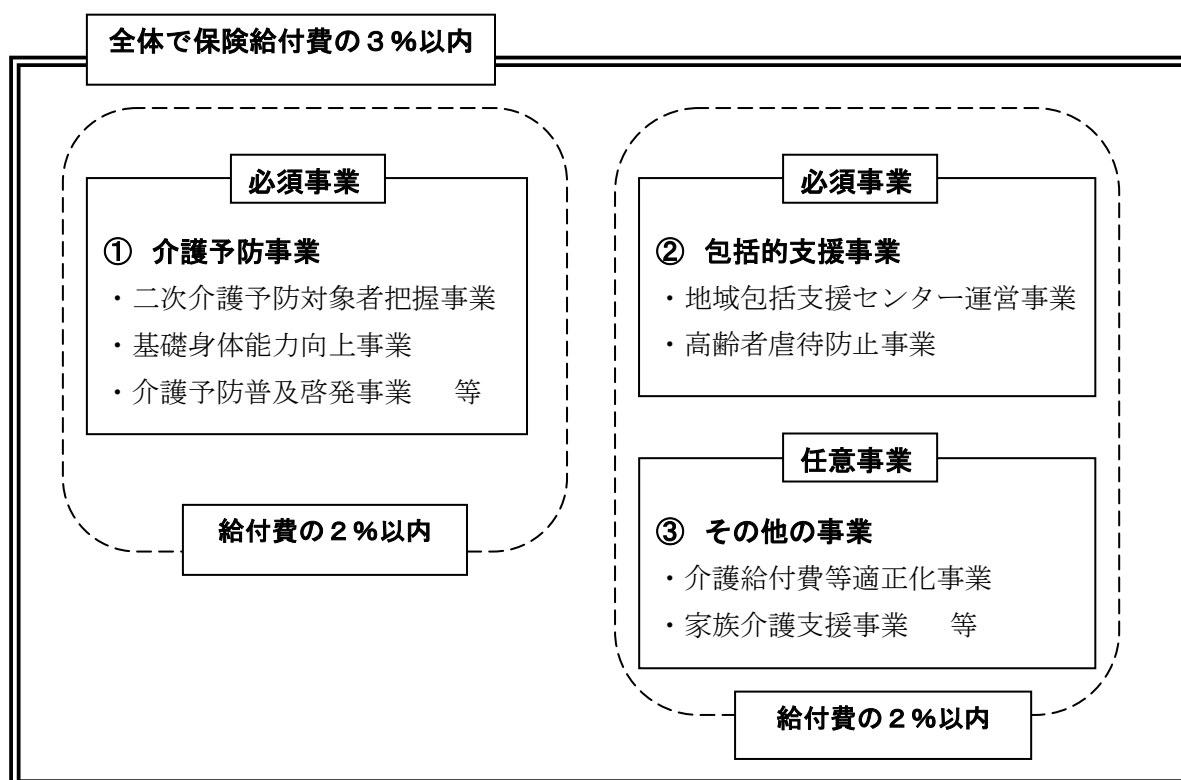
第2号被保険者：40歳～64歳の被保険者

3 地域支援事業費

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法第115条の45の規定に基づき市町村が実施する事業です。

地域支援事業には、①介護予防事業（必須事業）、②包括的支援事業（必須事業）、③その他の事業（任意事業）があり、事業規模は全体で保険給付費（特別給付を除く）の3%以内となっています。

図97 地域支援事業の構成



介護予防・日常生活支援総合事業について

平成24年4月から施行される改正介護保険法により、市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度として「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されます。

これは、利用者の状態像や意向に応じたケアマネジメントに基づき、介護予防等サービス、生活支援（配食、見守り等）など、市町村が主体となって総合的で多様なサービスを一括して提供するものです。

本市では、平成24年度当初からの実施は行いませんが、引き続き情報収集に努めていきます。

表74 地域支援事業の体系図

事業名		主な内容
介護予防事業	二次介護予防事業	
	二次介護予防対象者把握事業	
	二次介護予防対象者把握事業	
	通所型介護予防事業	
	基礎身体能力向上事業	シニアはつらつ教室 栄養バランスアップ教室 お口元気！教室
	機能訓練事業	
	訪問型介護予防事業	
	訪問型介護予防事業	
	一次介護予防事業	
	介護予防普及啓発事業	
	介護予防普及啓発事業	高齢者体力づくり教室 骨密度アップ教室 尿もれ予防教室 (キュキュッと教室) 膝らく教室 男性料理教室 シニアのための栄養講座 のみこみらくらく教室 お口うるおいアップ教室 スカッと脳力アップ教室 スカッと脳力アップ大学講座 認知症予防グループリーダー養成講座 介護予防講演会
	地域介護予防活動支援事業	
	地域介護予防活動支援事業	ふれあい地域健康教室 地域の底力アップ教室 介護予防サポーター養成事業
	地域拠点活動推進事業	お達者教室
健康相談事業		

表74 (続き)

事業名		主な内容
包括的支援等事業	包括的支援事業	
	地域包括支援センター運営事業	
	高齢者虐待防止事業	
	任意事業	
	介護給付費適正化事業	
	介護給付費適正化事業	
	家族介護支援事業	
	認知症高齢者相談事業	
	認知症サポーター養成事業	
	高齢者訪問指導事業	
	家族介護慰問金支給事業	
	紙おむつ給付事業	
	その他事業（日常生活自立支援事業）	
	成年後見制度利用支援事業	
	よこすか市民後見人等運営事業	
	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	
	住宅改修支援事業	
養護老人ホーム短期宿泊事業		
介護施設等人材育成支援事業		

表75 地域支援事業費合計

(単位：百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防事業	56	60	66
包括的支援等事業	410	460	504
合計	466	520	570

4 地域支援事業費にかかる財源のしくみ

地域支援事業費のうち介護予防事業については、その財源の半分を国、県、市町村が公費で負担し、残りを被保険者の保険料で賄うこととなります。

包括的支援等事業は、その財源の約8割を国、県、市町村が公費で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

なお、平成24年度から平成26年度の財源構成については、下図のとおりです。

図98 介護予防事業の財源構成

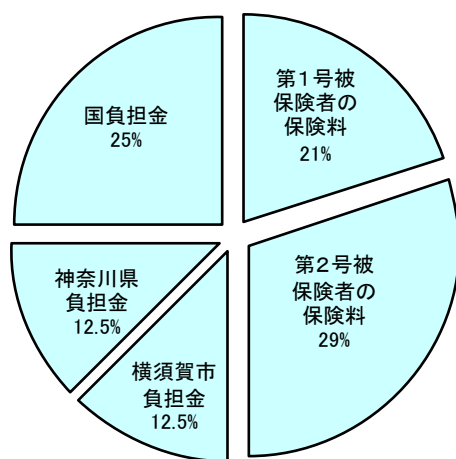
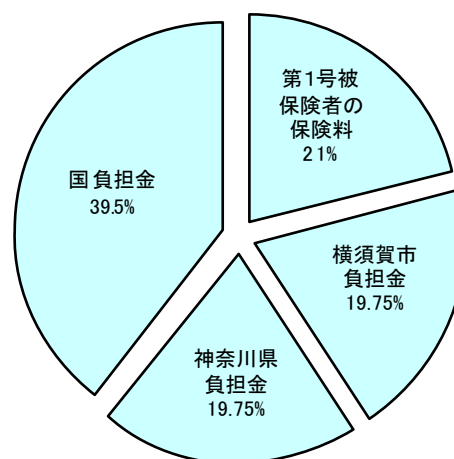


図99 包括的支援等事業の財源構成



5 保健福祉事業（貸付事業）

介護保険のサービスを利用した際の自己負担が高額になる場合であっても、円滑にサービスを利用できるよう、高額介護サービス費の対象となる人に対して、貸付事業を行います。

6 介護保険給付費等の総額

前述した、「表73 保険給付費合計」と「表75 地域支援事業費合計」を合計した総額は、以下のとおりです。

表76 介護保険給付費等総額

(単位：百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保険給付費	28,463	29,945	31,285
地域支援事業費	466	520	570
合計	28,929	30,465	31,855